

岩手県統計調査条例（平成20年岩手県条例第58号）第2条第3項の規定により、令和8年県民生活基本調査を次のとおり県基幹統計調査として指定した。

令和7年11月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 県民の生涯学習の取組状況等の実態及びそれらの質的変化を把握し、諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査対象の範囲 県内に居住する18歳以上の5,000人（層化二段無作為抽出により抽出するものに限る。以下「調査対象者」という。）について調査を行う。
- 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 生涯学習の取組状況、健康のために努めている行動の状況等
 - イ 調査対象者の性別、年齢、世帯構成等
 - (2) 基準となる期日又は期間 令和7年12月24日現在で行う。
- 4 報告を求めるもの 調査対象者
- 5 報告を求めるために用いる方法 知事が配布する調査票に調査対象者が記入し、提出する郵送調査方式により行う。
- 6 報告を求める期間 令和7年12月24日から令和8年1月26日まで